

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	高压ガス保安法施行令
規制の名称	高压ガス保安法の自主保安の高度化を促す制度及び新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	経済産業省産業保安グループ高压ガス保安室
評価実施時期	令和4年3月
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無</p> <p>1) 自主保安の高度化を促す制度改正について 近年、IoT、ビッグデータ(BD)、人工知能(AI)、ドローン等の新たなテクノロジーが革新的に進展する中、産業保安分野でも、スマート保安が進みつつある。一方、産業保安分野では、保安人材の多くを占める熟練層が今後大量に退職する一方で、若年層の雇用も困難な状況にある。このため、今後、産業保安を担う人材が枯渇するといった状況が危惧され、我が国の産業構造の基盤を担う産業保安の確保が根底から揺らぎかねない危機的な状況にある。上記のように、テクノロジーの革新的進展と保安人材の枯渇という現状の中で、保安レベルを持続的に向上させるとともに、当該保安人材の枯渇の問題に対処し産業基盤を維持する観点から、スマート保安を早急に進める必要性は規制の事前評価時の想定よりも高くなっている。</p> <p>2) 新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正について 当該改正に関する内容について、平成28年8月の事前評価時点と現時点における社会経済情勢や科学技術に大きな変化は生じていない。他方で、超低温環境を制御できる冷凍設備において、ヘリウム等が新たに用いられ始めていることに対し、それらのガスは冷媒ガスとしての使用が想定されていなかったため、燃焼性や毒性が極めて弱く高压ガスとしてのリスクが小さいにも関わらず、高压ガス保安法においては、燃焼性が強く取扱いに注意が必要なガス(可燃性ガス)と同様の規制対象となっていた。この点について、令和3年10月には政令を改正し、規制緩和の措置を実施しており、引き続き新技術等の出現・普及に円滑に対応しているところである。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証</p> <p>1) 自主保安の高度化を促す制度改正について テクノロジーの革新的進展の中で、産業保安を担う人材が枯渇するといった状況を鑑み、保安レベルを持続的に向上させるとともに、産業基盤を維持する観点から、高压ガス保安におけるテクノロジーの導入(スマート保安)をさらに強力に促進することをベースラインとする。</p> <p>2) 新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正について 平成28年8月の事前評価時には、規制の対象となっていた設備及びガスについて、そのリスクに応じて規制を緩和し、新技術を普及させることをベースラインとしていた。当該改正に関する内容については、事前評価時点と現時点における社会経済情勢や科学技術に大きな変化は生じていないため、ベースラインに変更はない。</p> <p>③必要性の検証</p> <p>1) 自主保安の高度化を促す制度改正について スーパー認定制度については、現在13事業所が認定を受けているものの、スマート保安の導入をさらに促進する観点や完成検査及び保安検査の特例(都道府県知事による検査に代えて事業者の自主検査とする。)は、高压ガス保安法の改正により、新たに創設する認定高度保安実施事業者制度においても措置されることも踏まえ、一定の移行措置(事業者の投資計画等を考慮した適切な措置とする。)の下に発展的に解消(廃止)する。 新設する認定高度保安実施事業者制度は、安全確保を前提に、テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者を認定し、認定された事業者について、既存の認定事業者制度やスーパー認定制度では保安検査や完成検査のみであった規制の特例に許可・届出等の手続や検査に係る規制の特例を加えて措置することで、テクノロジー導入に向けた事業者の投資意欲を喚起する。</p> <p>2) 新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正について 当該改正に関する内容について、事前評価時点と現時点における社会経済情勢や科学技術に大きな変化は生じていないため、引き続き、同様の制度を維持することが妥当である。 他方で、超低温環境を制御できる冷凍設備において、ヘリウム等が新たに用いられ始めていることに対し、それらのガスは冷媒ガスとしての使用が想定されていなかったため、燃焼性や毒性が極めて弱く高压ガスとしてのリスクが小さいにも関わらず、高压ガス保安法においては、燃焼性が強く取扱いに注意が必要なガス(可燃性ガス)と同様の規制対象となっていたところ、令和3年10月に規制緩和の措置を実施したところである。</p>
費用・効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用の要素
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」の把握</p> <p>1) 自主保安の高度化を促す制度改正について 事前評価時の費用推計と把握した費用(調査費用、手数料等の合計約400万円/1事業所、認定の有効期間は7年間)とのかい離はなかった。なお、新設する認定高度保安実施事業者制度において、新たに申請を行う事業者については、認定申請のための書類等の作成に係る事務負担が発生することが想定されるが、具体的に申請を行う事業者数が明らかではなく、申請書類の作成等に係る事務負担についても事業者毎に異なることから、定量的推計は困難である。 また、スーパー認定制度(現時点で認定事業所数は13)は廃止されるものの、当該制度における完成検査及び保安検査の特例(都道府県知事による検査に代えて事業者の自主検査とする。)は認定高度保安実施事業者制度でも措置されるため、事業者における遵守費用の増加は生じない。</p> <p>2) 新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正について 事前評価時の費用推計と把握した費用(法適用除外になった場合又は届出となった場合は0円/件)とのかい離はなかった。 なお、法適用除外になった場合は行政への手続きが生じず、定量的推計は困難である。また、令和3年10月には、冷凍設備に用いられるヘリウム等のガスについても規制緩和措置を実施しているところであるが、本件評価対象の制度改正に係る遵守費用には影響はない。</p>
(行政費用)	<p>⑤「行政費用」の把握</p> <p>1) 自主保安の高度化を促す制度改正について 事前評価時の費用推計と把握した費用とのかい離はなかった。 なお、一定の経過措置の後にスーパー認定制度を廃止について、認定高度保安実施事業者制度の創設により、認定手続を実施する必要が生じるが、具体的に申請を行う事業者数が明らかではないことから、定量的推計は困難である。</p> <p>2) 新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正について 事前評価時に把握したとおり、規制緩和することにより、許可、届出の手続きが減少するため、行政費用は削減されたものと推定される。なお、法適用除外による手続き不要となった件数について定量的推計は困難である。 なお、令和3年10月には、冷凍設備に用いられるヘリウム等のガスについても規制緩和措置を実施しているところであるが、本件評価対象の制度改正に係る行政費用には影響はない。</p>
	影響の要素
	<p>⑥効果(定量化)の把握</p> <p>1) 自主保安の高度化を促す制度改正について 制度改正の効果として自主保安のレベルの向上が考えられるが、この点について、例えば高压ガスの事故による影響については、事業者の規模や事故の形態・影響範囲・原因によって様々であるため、自主保安のレベルの向上を定量化することは困難である。なお、スーパー認定事業所において高压ガスの災害による死亡を伴う重大な事故はこれまで発生していない。 また、認定の更新期間が延長されたことによる事業者の手続き等に伴う費用の削減について、本事後評価時まで2/7回分の更新手続きが削減されたと考えられるので、遵守費用については約400万円×13事業者×2/7=約1,500万円、行政費用については約2,600円×2人×10時間×13件×2/7=約20万円の費用が削減されたと想定される。 (※)約2,600円=(地方交付税関係参考資料(令和3年度)の2職員給与費単価(一般職員員)の道府県分の職員Bの単価)5,388,270円÷(8時間×5日×52週)</p> <p>2) 新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正について リスクの小さい設備が適用除外とされ、事業者の技術革新及び市場導入が効率的に実施されるようになったと考えられるが、法適用除外とされているため定量的把握は困難である。また、新冷媒を不活性ガス扱いとすることにより、地球温暖化係数の小さい当該ガスの導入が進んでいくところであるが、フルオロカーボンの種類ごとに手続き件数を整理しておらず、制度改正による影響の定量的把握は困難である。</p> <p>⑦便益(金銭価値)の把握</p> <p>1) 自主保安の高度化を促す制度改正について 認定の更新期間が延長されたことによる事業者の手続き等に伴う費用の削減について、事業者の遵守費用については約1,500万円、行政費用については約20万円の費用が削減されたと想定される。</p> <p>2) 新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正について リスクの小さい設備の適用除外とすることにより事業者の技術革新及び市場導入が効率的に実施され、また、新冷媒を不活性ガス扱いとすることにより地球温暖化係数の小さい当該ガスの導入が進み、事業者の申請手続きに係る費用が削減されたと考えられるが、手続き緩和及び不要化となった件数の適切な把握が難しく、具体的な便益については把握が困難である。</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握 而制度において、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響に関する意見等は寄せられていない。</p>
考察	<p>⑨把握した費用・効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証</p> <p>1) 自主保安の高度化を促す制度改正について スーパー認定制度については、事業者が高度なテクノロジーの活用等の要件を充足していることを確認し、規制のインセンティブを受ける制度であるが、把握した費用効果や副次的な負の影響や認定後に重大な事故の発生についても報告されていないことから制度の創設については、妥当なものであった。 一方、テクノロジーの革新的進展の中で、産業保安を担う人材が枯渇するといった状況を鑑み、保安レベルを持続的に向上させるとともに、産業基盤を維持する観点から、さらに強力にスマート保安を促進するため、現行のスーパー認定制度及び認定事業者制度を発展的に解消(廃止)し、認定高度保安実施事業者制度を創設することとした。</p> <p>2) 新技術等の出現・普及に円滑に対応する制度改正について 適用除外としたリスクの小さい設備及び規制緩和した新冷媒に係る重大な事故は発生しておらず、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響に関する意見等は寄せられていないことから、措置は妥当なものであった。 政令にて措置された規定の枠組みのもと、今後も新技術等の出現・普及に円滑に対応していくこととしている。なお、令和3年10月には、冷凍設備に用いられるヘリウム等のガスについても規制緩和措置を実施しているところである。</p>
備考	